

産学官交流・共働促進事業業務委託 公募型プロポーザル
質問に対する回答一覧

回答日： 令和8年5月11日
産学振興課

No.	質問内容	回答内容
1	仕様書 p.1 「5.業務内容 (1) 大学生等や地域企業への広報周知活動」において、対象となる大学生等に立命館アジア太平洋大学の学生が含まれていますが、オフラインでの相談会等を実施する場合、対象学生の参加に係る旅費・交通費等は、本業務の委託費内に見込むという理解でよろしいでしょうか。	対象学生の参加に係る旅費・交通費等は、当該学生の自己負担を想定しております。 したがって、オフライン (対面) での相談会等を実施する場合における対象学生の参加に係る旅費・交通費等は、本業務の委託費に含まれません。
2	仕様書 p.2 「5.業務内容 (2) 相談業務の実施」について、相談業務の1回あたりの相談時間、相談方法、相談内容の深度について、市として想定されている条件はありますでしょうか。特に想定がない場合は、受託者が対象者の利用しやすさや事業目的を踏まえて設定するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。相談時間・相談方法・相談内容の深度について具体的な想定は設けておりません。 ただし、相談方法については、相談者が利用しやすく、より多くの方が相談できるような方法を設定してください。また、相談内容の深度については、その後の大学生等のチャレンジ促進や地域企業の経営改善につながるような対応を想定しております。
3	オフライン (対面) での相談会等を実施する場合、飯塚市役所内の会議室等を使用することは可能でしょうか。あるいは、受託者において別会場を確保し、その会場使用料を本業務の委託費内に見込むという想定でしょうか	オフライン (対面) での相談会等を実施する場合の会場使用料は、本業務の委託費内に見込んでください。 なお、事前に当課へご連絡いただき、会議室等に空きがある場合は、市役所内の会議室等を使用することも可能です。
4	実施要領 p.4 「12 (3) 審査項目」において、妥当性 (学生対応) にて「その後のチャレンジ促進へと資する事業」、妥当性 (企業対応) にて「経営改善につながる可能性の高い事業」が記載されています。これらについて、仕様書に定める独自提案等の範囲内で、提案者が具体的な実施内容を提案するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 「チャレンジ促進」や「経営改善」に向けた具体的な取り組みは、仕様書 5(2) の相談業務の実施方法や、5(3) の独自提案の範囲内において、提案者が自由に設定・提案してください。

5	これまでと形がかわったように見受けられますが、これまでと変わった点を具体的にお伺いしてもよろしいでしょうか。	令和 7 年度は企業課題に対する学生の実践型ワークショップの運営が中心でしたが、気軽に相談できる環境を整備できておりませんでした。 そのような課題を踏まえ、令和 8 年度は、大学生等および地域企業からの相談を受付ける環境整備、提案者からの独自提案による相談者の掘り起こし、「チャレンジ促進」や「経営改善」に向けた具体的な取り組みを中心とした事業となっております。詳細な変更点については、令和 8 年度の実施要領および仕様書をご確認ください。
6	企業数や学生数に設定されている人数はございますか。	対象となる企業数および学生数について、市として具体的な数値は設定しておりません。目標とする相談件数については、提案者において実現可能性を踏まえた上で設定してください。なお、設定された目標相談件数は審査の評価対象となります。